

松阪市産業振興センター の使用許可を申請できる期間が 6 か月前 から **12 か月前** に変更になりました。

●変更を行った内容 (松阪市産業振興センター条例施行規則の変更点を抜粋)

変更後

変更前

(使用許可の申請)

申請期間は、使用日の 6 か月前 の日の属する月の初日から前日までとする。ただし、申請期間の初日が休館日の場合は、その翌日からとする。

例

令和6年5月15日に
使用したい場合

令和5年11月1日 から

使用許可の申請ができます。



(使用許可の申請)

申請期間は、使用日の 12 か月前 の日の属する月の初日から前日までとする。ただし、申請期間の初日が休館日の場合は、その翌日からとする。

例

令和6年5月15日に使用したい場合

令和5年5月1日 から

使用許可の申請ができます。

申請が可能な期間の詳細は、松阪市産業振興センターの
事務所までお問合せください。



○問い合わせ先

松阪市 産業文化部 商工政策課 松阪市産業振興センター(〒515-0081 三重県松阪市本町2176)

TEL : 0598-26-5557 FAX : 0598-26-4974